

グループホーム吉兆苑 利用料金表

認知症対応型共同生活介護費						
介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額（1日）	¥ 874	¥ 878	¥ 918	¥ 944	¥ 962	¥ 980
自己負担額（30日）	¥ 26,208	¥ 26,342	¥ 27,514	¥ 28,319	¥ 28,855	¥ 29,391

※上記料金には、現在の体制により介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ、看護体制加算Ⅰが含まれたものとなります。

加算項目	金額	備考
看取り介護加算 (介護予防は算定不可)	(1)死亡日以前4日以上30日以下	150
	(2)死亡日以前2日又は3日	711
	(3)死亡日	1338
初期加算	31	医療機関に1カ月以上入院した後、退院して再入居する場合も初期加算の算定を認める。
退去時相談援助加算	418	入所者及びその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合に算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	209	認知症の行動、心理症状が認められる事により、在宅での生活が困難であり、緊急に受け入れた場合に7日を限度として算定（1日あたり）
若年性認知症利用者受入加算	125	若年性認知症入所者（介護保険法第2条第6号）を受け入れた場合に算定（1日あたり）
③入居者の入退院支援の取組	257	入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として算定する。
口腔衛生管理体制加算	31	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
栄養スクリーニング加算	5	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を計画作成担当者に文書で共有した場合に6月に1回を限度として算定する。